

「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書

旧日本軍によって「慰安婦」とされた多くの女性たちに対し、政府は、いわゆる「河野談話」や「アジア女性基金」などによる取組を重ねてきており、多くの課題は解決されていると考えられてきた。しかし、被害女性自身からは受け入れられるには至っておらず、新たに被害の声も出てきており、また国際社会から指摘も続いている。

そのことを踏まえ、被害女性に対し再びその声を聞き、調査分析を進め、必要に応じ理解ある補償を行い、名誉と尊厳を回復することは、いまだ日本政府に残された責務と言える。

また、被害女性たちは既に高齢で訃報が相次ぐなどの状況があるため、人道上也からも、政府による時間的に早急な対応が必要である。

については、国におかれては、これらの状況を鑑み、戦後 67 年を経たこの時に、旧日本軍による「慰安婦」問題の解決を図るため、次の事項について、誠実に実行するよう、強く要望する。

- 1 旧日本軍による「慰安婦」被害者に対し、再度調査分析を行い、必要に応じ、謝罪の追加、理解ある補償及び名誉回復の措置を、誠実に急ぎ行うこと。
- 2 旧日本軍による「慰安婦」問題の真相解明を更に進め、人々の理解を深めるとともに、世界が同様の過ちを犯さないために、歴史の事実と教訓の次世代への継承に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 26 日

衆議院議長	伊	吹	文	明	殿
参議院議長	平	田	健	二	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	新	藤	義	孝	殿
外務大臣	岸	田	文	雄	殿
文部科学大臣	下	村	博	文	殿
厚生労働大臣	田	村	憲	久	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 近 藤 永太郎